

令和3年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和3年12月6日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 市道路線の廃止について

議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長	辻	勲	君	副委員長	中	道	博	武	君
委員	多比良	和	伸	委員	佐々木	政	幸	君	
	武	田	真		増	山	裕	司	君
	飯	澤	明		増	井	浩	一	君
	北	谷	文		沢	田	広	志	君
	小	黒	弘						

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	湯浅克己
総務部長兼 会計管理 総務部審議監	熊崎一弘 安原雄二

総務課長	板垣	喬	博
総務課副審議監	岡	康	裕
市長公室課長	小島	武	史
政策調整課長	井上		守
政策調整課副審議監	玉川	晴	久
庁舎建設推進課長	徳永	敏	宏
市民部長	河原	希	之
市民生活課長	伊藤	修	一
税務課長	江末	孝	之
保健福祉部長	安田		貢
社会福祉課長	三橋	真	樹
兼子ども通園センター所長	堀田	一	茂
介護福祉課長	佐藤	哲	朗
ふれあいセンター所長	中村	一	久
経済部長	東	正	人
経済部審議監	奥山	雅	喜
商工労働観光課長	野田		勉
農政課長	畠山	秀	樹
開発推進課長	近藤	恭	史
建設部長	小林	哲	也
建設部技監	小金	敏	博
土木課長	岩崎	賢	一
土木課副審議監	斉藤	隆	史
建築住宅課長	洪谷	正	人
建築住宅課副審議監	朝日	紀	博
病院事務局長	山田		基
兼附属看護専門学校事務管理者			
病院事務局次長	洪谷	和	彦
兼医師診療支援室副審議監	為	泰	朗
兼附属看護専門学校副審議監	大	文	雄
病院事務局審議監	倉	久	徳
兼経営企画課長			
管理課長			
管理課技術長			
医事課長			

地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副審議監	山 川 和 弘
研修管理室副審議監	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長 兼学校給食センター所長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 務 課 副 審 議 監	作 田 哲 也
社 会 教 育 課 長	安 武 浩 美
公 民 館 長 兼 図 書 館 長	谷 口 昭 博
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
選挙管理委員会事務局次長	板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開会 午前11時35分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午前11時35分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午前11時36分

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 市道路線の廃止について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 交通安全施設ということの中で自動運行補助施設というのが新しく入ってきたのですけれども、どうやら自動運転の補助施設ということみたいなのです。それでいいのかな、まずお伺いします。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 自動運行補助施設という中身についてご説明させていただきます。

中身としましては、自動運転をする際に例えば道路の中にチップを埋め込み、その運転を支援するもの、または例えば標識等にその地名だとか、そういうものをその標識の中にICチップみたいのを入れて運転車が通過する際にそれを表示するだとか、そういうものを今回自動運行補助施設という形で載せております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 法律の改正によってなので、まだ先なのだろうとは思いますが、市道でもそのうちきっと起こってきますよね、こういうことが。これは、もちろん市道でもこういうものをつけていくということになるのでしょうか、つけたりするのは市道に関しては市がやっていくということになるのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今現在いろいろな場所で施行されておりますが、基本的にはまずは民間でという話で伺っております。ですから、自動運行施設自体がまだ確定されていないということもございます。先ほど言ったICチップもそれぞれの会社ごとにまた違いますし、その辺は今後注視していきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それと、次の歩行者利便増進道路というのは、一体どういう道路になるのですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 こちらの道路につきましては、本来歩道にベンチ等を置くことは基本的には駄目でしたが、昨今コロナの関係もありながら、例えば歩道の一部にベンチ等を置いたり、また外でパラソルを置いたりとか、そういうことをすることで歩行者の方

に利便性を与えるということが今度そういう道路を指定することでそのことが可能になるという法律でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、いいのではないですか。砂川市でもこうやって条例をつくっておけば、この道路はそういうことができる道路ですよとすることができるようにこれからはなると考えていいのかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 それぞれ歩道の幅員だとかバリアフリー的な観点もいろいろございますので、その辺の基準をクリアすれば砂川市でも可能と考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の段階だと、この辺はそういう利便増進道路になりそうだというようなところはありそうなのかなさそうなのか、もう少し整備しないとこの条例ではうまく運用していけないという段階なのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 道路幅員でいけば、歩道に関して言えば、4メートル以上の道路があれば可能かと思っております。ただ、その利便を図りたいというのは、地域の、道路沿線の中でたった1軒のためというわけではなく、その全体の政策的なものも踏まえた上でないと指定はできないと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 市道路線の廃止についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 市道の廃止について確認したかったのですがけれども、当然使っていない道路ということで廃止ということになると思うのですがけれども、その市道の認定と廃止基準について何か基準のようなものがあればお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 特に認定と廃止についての基準というものはないです。あくまでも道路として生活道路というか、うちでいうと市道認定については条例で決めていますけれども、11メートル以上の道路という形で設定はしております。ただ、廃止につきましては、供用開始されている道路に対して背後で生活されている方もいますので、そこを廃止することによって誰かに不利益を与えるような場所については廃止はできないと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 この道路を私も見てきましたけれども、砂利道で、確かに誰も使っていないということなのですから、似たような道路は他にもあるのかなと想像しますが、そういった場合、要は客観的な基準、ただ単に使っていないということだけでなく、何かそういうものがあって廃止の手続をしているのかと想像したのですけれども、そういった内部の基準とか、一応条例とか見ましたけれども、廃止については決まっていないうふうに見えたので、何か内部で事務手続上の基準等があるのかなということで確認させていただいたのですけれども、その辺の基準等があるかどうかだけ確認させてください。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 廃止基準というものについては、ないといえないのですけれども、ただ先ほど言いましたようにその道路に接している方の、例えば奥のほうに個人の土地があるとか、それによって個人の不利益になるような場所についてはなかなか廃止については着手できないということをご理解ください。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 備品購入費についてお伺いしたいのですけれども、ペーパーレスでタブ

レット導入ということなのですけれども、ペーパーレス化の全体のイメージが分からなかったのですが、改めてペーパーレス化はどのような、DX化を進める中での一端だとは思うのですけれども、全体のイメージがつかめなかったものですから、どういう位置づけの中のペーパーレス化、タブレット導入かについてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 ペーパーレス化のイメージという部分になると思います。事業を必要とする理由ということになるのですけれども、こちらにつきましては昨年12月に閣議決定をされておりますデジタル・ガバメント実行計画、これにおける自治体のデジタルトランスフォーメーションの推進のためにこの実行計画の中でペーパーレス化の推進を図るといったことがうたわれておまして、単にペーパーレス化を図るだけではなくて、マルチディスプレイであったり、会議室への大型ディスプレイの配置、あるいはWi-Fi環境の整備、コミュニケーションツールなどの導入など、さらに効率性を向上できる業務環境の実現に取り組んでくださいというような趣旨になっております。それらの実現に向けてペーパーレス会議等で使用できるタブレット端末等を購入するものでありまして、近年は各種会議において資料を紙媒体で配付せずにデータ化してタブレット等を使用して開催する自治体等も増えてきておまして、用紙代やプリンターのトナー代等のコスト削減といったものの実現にも寄与するものと考えているところであります。当事業につきましては課長職以上の職員にタブレット端末を配付、これは各課に最低1台といった考え方になるのですけれども、それプラス会議用ということで貸出用の予備機として10台程度を購入しまして、ペーパーレス会議等様々な用途でタブレット端末を使用していただくことで業務の効率化と経費の節減を図っていききたいと、そのような趣旨でBPR、業務改善、業務改革の一環として実施をしていききたいと考えているものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 趣旨は分かったのですが、そうしますと業務の見直しの中でのペーパーレス化ということなのですけれども、聞いた限りでは全部の業務の見直しの中でペーパーレス化を全庁的に進めるというのではなくて、会議等の限定された範囲内でのペーパーレス化を進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 委員さんおっしゃるとおり、まずは会議の中でのペーパーレス化に努めていききたいと考えているところでありまして、新庁舎になってからのこの半年間、5月から10月の会議室の使用状況、あるいはそういったところでの会議や打合せ、こういったものを集計しますと、今のところ約250回を超える会議、打合せ等が行われておまして、年度1年間でいえば500回に及ぶであろうというところでありますので、この辺について会議資料の作成するコスト、紙や印刷、並び替えや製本、配付、こういった労力や時間の部分ですとか、課に何部も同じ資料が保管されているというようなことから、

そういった資料をつづるファイルやボックスファイリングの消費や廃棄するコスト、また書庫のスペース、こういった部分の削減にもつながっていくのではないかということで、まずは会議でのペーパーレス化を中心に進めていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項徴税费について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

民生費につきましては、午後1時からに、休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時59分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

お諮りします。本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時59分

再開 午後 1時00分

○委員長 辻 勲君 委員会を再開いたします。

16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど総括したので、別の細かいことをお伺いしたいと思うのですが、まず7,000円というのは分かったのですが、この7,000円の渡す方法をお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、議決をいただきました後、速やかに実施要綱を定めまして、12月15日から令和4年2月28日までの期間に申請を受け付けることといたしまして、12月中は窓口の混雑を回避するため庁舎1階の情報発信コーナー、フリースペースに特設会場を設置いたしまして、令和4年1月から2月28日までの期間は社会福祉課または介護福祉課の窓口で受け付ける予定としております。市役所に来庁された方には、受付窓口で申請手続をしていただきまして、対象要件を確認の上、対象世帯であることが確認された方にはその場で額面7,000円の福祉灯油助成券1枚を支給いたします。助成券の使用期限は、12月15日から3月15日までといたします。対象世帯が暖房機器に電気、ガス、まき等の灯油以外の燃料を使用されている場合は、新砂川農協アイアイ

またはスーパーチェーンふじアシル砂川店のいずれかの店舗で利用できる商品券7,000円分を後日郵送にて支給する予定としております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一番最後に引っかけってしまったのですけれども、7,000円で灯油ではない燃料を使っている人はアイアイだとかスーパーへ行って商品券と換えられる、その商品券というのは暖房器具に使えるものかどうか分らないのではないのかと思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 暖房機器に灯油以外の燃料を使われている方に対して、申請時に申し出ていただきます。それで、灯油以外ですという申請があった際には、私どものほうで農協またはアシルで商品券を調達いたしまして、時間はかかりますが、後日郵送させていただくことを考えております。灯油事業につきましては、基本的には灯油を間接的に支給をするという事業でございますけれども、オール電化ですとか灯油以外の燃料をせっきく対象になっているのにご利用いただけないという方が想定されますことから、市民生活課が実施しております運転免許証自主返納サポート事業を参考にいたしまして、灯油助成券に代わって商品券を支給することと判断したところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何かいいようなサービスでありながら、本来の目的から外れるような気もしないでもないのですけれども、その商品券の人は食品を買っても何を買ってもいいということですよ。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 商品券をご利用いただく方については、燃料以外のものも商品券を活用して購入することができる状況になります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、前もそんな仕組みだったのですか。いわゆる先ほど言った平成19年、20年、これも同じように商品券なんていうのを、今初めて聞いたような気がするのですが、そうなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 平成19年、平成20年度と両年度灯油助成事業を実施しておりますけれども、その際には灯油以外の燃料をお使いいただく方に商品券は提供しておりませんでした。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どうなのだろう、やってと聞いてもおかしいのだけれども、本来灯油代が急騰したからそうなっていますよね。それで、もしもそうではない、私は灯油を使いませんと言われてしまったら、灯油を使っているかどうか証明するものは何もないわけ

だから、灯油ではなくて何かほかのものを買おうと思ったら買えてしまうということですよ。私が灯油を使っているのかガスを使っているのかわからないわけでしょう、届けに行ったときに。どちらにしても7,000円という金額を困っている方というのとは分かるのだけれども、本来の目的としてそれでいいのだろうか。つまり電気が値上がりしている、急騰しているのかガスが急騰しているのかということから考えると、灯油が急激に値上がりをしているから7,000円を助成しようということなのだとなれば、その券で食べ物を買っていたら何かおかしくないのという気がするのだけれども、大丈夫ですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 基本的には、ご指摘のとおり灯油価格が急騰したことによって実施する事業でございますので、灯油の助成券を支給すべきだとは思いますが。繰り返になりますけれども、しかし対象世帯として砂川市として設定をいたしまして、支援が必要な方であると、ただ燃料が灯油ではない、支援を受けることができないということになりますので、支援を受ける機会がなくなるという方に対する何がしかの形の特別な支援策ということで商品券を提供するというのを判断したというところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうなると、先ほど私が対象者の話を聞いたのですが、70歳以上というのはいいのですが、若い世代の人たちで低所得でいわゆる非課税の人たちを駄目だということの理由がどんどん薄れていくというか、つまり7,000円を差し上げることと同じだと思うのです、ここの例外をつくったら。でしたら、何で対象者を今度は限定するのだろうか。使う分には限定はないと言ってもいいぐらいです、今の話でいくと。違うものが買えてしまうわけですから。ここは、今初めて聞いたものだから、まさかとは正直思うのです。市長、これでいいと思われませんか。市長ももちろん分かってこの施策を打っているのですよね。俺は知らないということにはならないと思うので、何かずっと納得はできないと思うのですけれども、今もう一回聞き直しますと、灯油ではない燃料でうちは暖房していますといったときにはアイアイとかスーパーの商品券がもらえるということなのです。これは、本来の趣旨から外れているのではないかと私は思うのですけれども、市長はどのようにお考えですか。

○委員長 辻 勲君 市長。

○市長 善岡雅文君 今回の制度、名称は福祉灯油と言っていますが、現実的には原油の高騰に基づいて電気料金も含めていわゆる燃料と言われるものが全部値上がりをしている状況で、何を目的としているかという、冬の暖房に係るものの経費の節減を図ろうということであるから、ほかの電気だろうとどこだろうと、それを差別するほうがかえっておかしいと、ただそれだけ。要するに世帯にかかる負担が増えているのです。それが灯油かもしれないし、電気かもしれない。ただ、オール電化にしていって福祉というのも恐らくそんな人は該当にならないだろうと思うのですけれども、いわゆる可処分所得が減

っている中で灯油の高騰によってガソリンなりいろいろなところで負担が増えていると、それを軽減しようという趣旨で幅広くそれを救うとなると、こういうやり方も幅広く救ったことになるのだろうと。先ほどの1人世帯とか助成とかとはまた少し観点が違って、そういう趣旨でいくとそこをやらないことのほうがおかしい、名前は灯油とつけているのだけれども、それは便宜上燃料費が上がっているからということで名称にそれを一般的に使っているだけで、中には電気代も全部もろもろ、原油が出荷量少ないものですから、恐らく国で持っている備蓄を放出するというけれども、そこまで下がる効果はないと聞いていますので、それを何とか助成する方法としてはこういうやり方はありだと思っています。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 多分砂川で灯油以外を熱源としているのは、少ないだろうと思うのです。札幌辺りなら、ガスの暖房というのはそんなに珍しくはないのですけれども、砂川でガスで暖房という人はあまり聞いたことないかなと思うので、多分そんなにはないのだろうなと思うのですけれども、今の市長の答弁で分かりました。

助成券を渡すということなのですからけれども、今度灯油の関係で、助成券をもらった、今度は灯油をそれで入れてもらうわけですからけれども、そのときの仕組みとか、例えばそれは市内に限られているとか、その辺の詳しいことを教えてください。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 福祉灯油助成券は、額面7,000円のを1枚支給いたしましたして、お釣りは出ない取扱いとなります。助成券の取扱いにつきましては、現在までに市内19か所の灯油取扱事業所から協力いただける旨ご回答をいただいております。灯油取扱事業所に確認をいたしますと、灯油をホームタンクに給油する大口配送を契約されている世帯の多くは料金の支払いに口座振替を利用されていると伺っておりますが、支払いに助成券を使用することを事業所に申し出れば7,000円を差し引いた上で指定口座から残りの購入代金を引き落とす対応をしていただけるということになっております。また、給油所でポリタンク等により小口購入される場合であっても助成券を利用した支払いに対応いただけるということになっておりまして、小口購入で購入金額が7,000円に満たないときは残額分を次回以降の購入時に利用できるよう預かり処理をしていただけることにもなっております。取扱事業所の皆様には、助成券利用時の対応ですとか会計処理において多大なご面倒をおかけすることになりますけれども、事業実施の際には協力したいということでご快諾をいただいておりますので、ご利用される方にとっては特段の不都合は生じないものと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 かなり小まめというか、しっかりとうまく利用されるようにしているなと思うのですけれども、ここに関しては最後に質問するのですけれども、今のホームタンクに入れたり、ポリタンクでも行ってもいい、もちろん市内のガソリンスタンドとか市

内の事業者に限られているのかとは思いますが、例えば人がいない給油所……セルフや何かでも僕もたまにポリタンクで灯油を買ったりするので、そういうところでも大丈夫ということでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 助成券を使用できる取扱事業所につきましては、市内の事業所に限定をしております。今ほどご指摘のあったセルフの場合ですけれども、セルフでも対応いただけるということでご返答をいただいているところでありますので、給油する前に利用券を使用したい旨を店員に申し出ただければ対応しますということでご返答をいただいているところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 失礼いたしました。全て市内の事業所と申し上げましたけれども、コープの宅配事業を利用されている方もいらっしゃるということであります。そちらについては、株式会社エネコープでございます。こちらは、市内事業所ではないのですけれども、利用世帯が多くいらっしゃるということでエネコープさんについては、生協さんの宅配については利用できるようにしたいと今準備をしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第8款土木費、第5項住宅費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 こちらは、ハートフル住まいるの推進事業ということでの補正予算なのですけれども、当初予算から随分大きな補正だと思うのです。永く住まいるの場合は、当初予算1,960万だが今度の補正が1,400万ということで、当初予算全体としてはハートフル住まいるで5,500万の当初予算だったのですけれども、今回は2,550万の追加補正ということで相当、これは出れば出るほど経済活動が回っていると私は考えるのですけれども、具体的にどんな状況なのか教えてください。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 ハートフル住まいるの推進事業に要する経費、全体で2,550万円の増額補正をご提案するところでございます。このハートフル住まいるの推進事業につきましては、全部で5点の補助メニューがございます。このうち、記載の3点に

ついて今回増額をするところでございますが、まず1点目の永く住まいる住宅改修補助金、こちらは一般のリフォーム工事の関係になります。内容としましては、外壁、屋根の改修工事、屋根、壁の塗り替えですとか張り替えが比率としては一番多いところでございます。これに加えまして、断熱改修や間取りの変更、さらに今年度より対象といたしましたユニットバスの設置工事、あるいは中古住宅改修工事、こういったものがそれぞれに順調に推移いたしまして、当初予算におきましては永く住まいる全体で76件、1,960万円を計上したところ、増加分といたしまして59件、補助金で1,401万9,000円とし、補正後の額を135件、3,361万9,000円とするところでございます。

2点目のまちなか住まいる等住宅促進補助金でございますが、こちらは住宅の取得に関する補助金でございます、主に新築の件数が伸びたというところに起因します。中古のほうは若干減りますので、差引きになりますけれども、まちなか住まいる全体で当初予算が45件、1,932万円と計上したところ、増加分として7件、1,108万円とし、補正後の額を52件、3,040万円とするものでございます。

もう一点が住宅用太陽光発電システムの導入費補助金ということで、こちらは住宅用のソーラーパネルの一式でございます。新築が伸びたことに連動しているのですけれども、当初予算において4件、150万円を計上したところ、増加分として4件、40万1,000円とし、補正後の額を8件、190万1,000円とするところでございます。

この3点の補助金のそれぞれの合計で2,550万円の増とし、補正後の額を8,050万円とするものでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 直す人も、それから新築する人も増えて当初予算より大きくオーバーしたということなのですけれども、特にリフォームの場合相当な件数が想定していたよりも増えたということなのですけれども、この辺の分かる限りでいいのですけれども、要因みたいなのをどんなふうに考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 齊藤隆史君 リフォームに関する状況でございますけれども、顧みますと昭和50年代後半から平成の初め頃にかけては年間100戸ほど家が建てられておりました。これらの家が大体1回目ないし2回目のリフォームの時期を迎えているという潜在的な需要があるかに思われます。加えまして、この制度が開始しましてから3年置きに見直し等を加えまして、使われる市民の方、さらに施工される業者の方、塗装屋であったり、工務店であったりと、こちらのほうにもかなり浸透してきておりまして、事業者の方からもこういった制度があるという周知をしていただけると、こういったものの相乗効果において順調に伸びたのかなと捉えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 せっかくですから、両方とも地元、市外企業で補助率が違うと思ってい

ます。どのぐらいの状況でしょうか。市内、市外での使われ方というのを伺います。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 斉藤隆史君 まず、リフォームの関係なのですけれども、全体で135件となっている中、市内企業が112件、市外企業が23件となっております。

それから、まちなかの関係で新築に関しまして37件見ているのですけれども、のうち市内業者が15件、市外業者が22件という状況でございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第10款教育費、第2項小学校費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 北光小学校の複式学級改修工事費なのですけれども、以前は北光小学校は複式だったと思うのです。私も授業参観を見に行ったときに前と後ろに黒板があった状態だったのですけれども、多分来年になるのですか、今年のものかな、来年また複式になっていくからということなのかとは思いつつなのですけれども、その辺のところを詳しく伺います。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 お答えいたします。

議員さんお見込みのとおり、現在北光小学校については2学年と3学年で複式学級ということで導入をしております、令和4年度につきましてはこれにもう一つのクラス、学年でいいますと2年生と3年生、それと4年生と5年生でそれぞれ複式学級になる見込みでありますので、新年度に向けて事前に必要な工事を行うということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 4つの学年で2つ複式になるということなのですね。これを質問しようと思っていたので、調べていたのですけれども、令和3年4月1日現在でいくと今の1年生7人、2年生7人、3年9人、4年8人、5年11人、6年8人で、来年になったらずれるのでしょうかけれども、4年、5年だったら今の3年、4年だから、17人いるかと。16人以下だ、複式になる場合。そうすると、誰かいなくなってしまうから、来年はその学年でも複式になる予測の中で160万使おうということなのですね。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 まず、委員さんに今4月1日現在の児童数をご紹介いただきましたけれども、現在の児童数で申しますと1年生が6人、2年生が6人、3年生が9人、4年生が7人、5年生が10人、6年生が7人となっております。それで、現在2年生の6人と3年生の9人、合わせて15人となっていることから、複式学級を現在導入しているところでございます。それが令和4年度になりますと、この2学年と3学年、6人と9人が3年生と4年生になるわけなのですけれども、今の1学年が2年生になるとき6人なので

すけれども、この2学年と3学年がくっついて12人の複式学級になります。それと、4年度については、4学年と5学年が9人、7人、16人以下になりますので、ここでも複式学級になるということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 取りあえずは、これ以上聞くとまた違う質問になってしまうので、こういう状況の北光小学校でそのままいいのかとかというのが今少し心配ではあって、その後適正化が今話し合われているところなのですけれども、今日はここでやめます。

最後に小学校費、中学校費も同じですけれども、修学旅行のキャンセル料の補助金ということなのですが、当然コロナ禍の中でのお話だと思うのですけれども、詳しい内容をお伺いします。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 今回の修学旅行のキャンセル料について少し詳しい内容をということですので、若干ご説明をさせていただきたいと思えます。

修学旅行のキャンセル料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生じたその料金につきましては令和2年度の地方創生臨時交付金、こちらの活用が可能と国から示されております。これを受け、北海道教育庁から本年4月19日付で適切な公費の対応について努めるよう通達をされたところでございます。これにより、今回の新型コロナウイルス感染症で発生したキャンセル料、これについては公費を充てることが妥当ということで市教委としては認識をいたしまして、今般このような措置を、公費負担という措置をさせていただいたということでございます。

それで、今回先ほどもございましたけれども、対象校については小学校では空知太小学校と北光小学校、この後中学校費がまた出てきますけれども、中学校費では石山中学校ということになってございます。北光小学校につきましては、一度キャンセルをした後に2回目の緊急事態措置にも修学旅行が残念ながらちょうどぶつかりまして、北光小学校については2回キャンセル料が発生している状況になってございます。対象の人数で申しますと、小学校ですと北光小学校が2回ですので、延べの数にはなりますけれども、児童と教員を合わせて51人、実人数でいいますと39人になります。それと、まだ小学校費ということで、中学校はこれからなのですが、中学校も申し上げさせていただきますと、教員と生徒を合わせて32人になっております。

なお、キャンセル料については、それぞれ旅行会社が違うものですから、取扱いはばらばらなのですけれども、大体旅行のキャンセルした日によってその負担割合は変わってきますが、20%から50%、10%ずつ段階がありまして、この範囲内で請求をされているという状況にあります。今般の計上している金額につきましては、20%と30%が混在しているという状況になってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 キャンセル料ということは、やめたからキャンセル料が発生したのだと思うのですが、今の空知太、北光小、石中は修学旅行の対象児童たち、生徒たちは行けたのですか、結局は。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 キャンセルした後、日程を調整しまして、今般の対象校については全て修学旅行は終了しております。加えて、キャンセルが発生していなかった学校についても当然ながら修学旅行については実施をしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項中学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第5号から第7号及び第1号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 1時33分

委 員 長